3．取引に係るリスクの内容

デリバティブ取引に関する主なリスクには市場リスク及び信用リスクがあります。市場リスクとは、市場の価格の変動によって将来の収益が変動するリスクです。信用リスクとは、取引の相手方が倒産等により契約を履行できなくなり損失を被るリスクです。

ヘッジ目的のデリバティブ取引は、市場リスクについてはヘッジ対象の市場リスクと相殺されます。信用リスクについては、全てのデリバティブの取引先との間にＩＳＤＡマスター契約及びＣＳＡを締結することにより抑制しております。また、取引の再構築コスト及び取引先の信用力を常時把握するとともに、取引先を分散させております。

4．取引に係るリスク管理体制

デリバティブ取引の執行管理については、取引権限及び取引限度額を定めた運用管理基準に従い、資金部が決裁権者の承認を得て行っております。

また、デリバティブ取引の総量、リスク状況、時価評価額及びカウンターパーティーの信用リスクの状況について、定期的に統合的リスク管理委員会へ報告しております。

【退職給付に関する注記】

1．採用している退職給付制度の概要

当機構は、確定給付型制度及び確定拠出型制度を採用しており、確定給付制度では、企業年金基金制度及び退職一時金制度を設け、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2．確定給付型の制度

⑴　簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	33百万円
退職給付費用	19百万円
退職給付の支払額	0百万円
制度への拠出額	8百万円
期末における退職給付引当金	45百万円

⑵　退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付に係る資産及び負債の調整表

積立型制度の退職給付債務	298百万円
年金資産	△ 288百万円
	10百万円
非積立型制度の退職給付債務	35百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	45百万円
退職給付引当金	45百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	45百万円

⑶　退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	19百万円

勘定別情報（貸借対照表関係）

（平成29年３月31日現在）

（単位：百万円）

科　　目	一般勘定	管理勘定	相殺等	機構
資産の部				
貸付金	13,638,714	10,081,307		23,720,021
有価証券	166,000			166,000
現金預け金	861,226			861,226
金融商品等差入担保金	24,327			24,327
その他資産	4,064	6,551		10,616
有形固定資産	2,602			2,602
無形固定資産	1,473			1,473
一般勘定貸		671,876	△ 671,876	
資産の部合計	14,698,408	10,759,735	△ 671,876	24,786,267
負債の部				
債券	10,654,660	9,300,933		19,955,593
借入金	170,500			170,500
金融商品等受入担保金	111,159			111,159
その他負債	2,382	5,997		8,379
賞与引当金	55			55
役員賞与引当金	8			8
退職給付引当金	45			45
役員退職慰労引当金	17			17
地方公共団体健全化基金	920,287			920,287
基本地方公共団体健全化基金	920,287			920,287
管理勘定借	671,876		△ 671,876	
特別法上の準備金等	1,980,000	1,399,138		3,379,138
金利変動準備金	1,980,000			1,980,000
公庫債権金利変動準備金		1,358,120		1,358,120
利差補てん積立金		41,017		41,017
負債の部合計	14,510,991	10,706,069	△ 671,876	24,545,185
純資産の部				
地方公共団体出資金	16,602			16,602
利益剰余金	165,779			165,779
一般勘定積立金	165,779			165,779
評価・換算差額等	5,035			5,035
管理勘定利益積立金		53,666		53,666
純資産の部合計	187,416	53,666		241,082
負債及び純資産の部合計	14,698,408	10,759,735	△ 671,876	24,786,267

㈱1．一般勘定、管理勘定

管理勘定は、法附則第13条第１項の規定に基づく機構が旧公庫から承継した債権の管理及び回収の業務並びにこれに附帯する業務（公庫債権管理業務）を行うための勘定であり、同条第３項の規定に基づき、その他の経理（一般勘定）と区分して整理しております。

2．一般勘定積立金、管理勘定利益積立金

損益計算書において計上した一般勘定の「当期純利益」は、法第39条第１項の規定に基づき、「一般勘定積立金」として計上し、管理勘定の「当期純利益」は、法附則第13条第８項の規定に基づき、「管理勘定利益積立金」として計上しております。

3．一般勘定貸、管理勘定借

法附則第13条第４項の規定に基づき、一般勘定と管理勘定との間において融通している資金の額です。